

入札説明書

令和2年札幌市告示第1225号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和2年3月10日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎6階
札幌市建設局総務部総務課企画・調整担当係 電話 011-211-2444 (FAX 011-218-5134)

3 入札に付する事項

(1) 借受する物品名

ファイルサーバー他

(2) 借受案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

令和2年(2020年)6月1日から令和7年(2025年)5月31日

(4) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30~32年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が、大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されていること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等の経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業協同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。

5 入札参加資格の審査及び決定

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 履歴事項全部証明書

(2) 入札参加申請書及び履歴事項全部証明書の提出期限並びに提出場所

令和2年3月27日(金)16時00分までに上記2の場所へ提出すること。なお、郵送の場合は令和2年3月26日(木)必着とする。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

上記5(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果(入札参加資格審査結果通知書)を令和2年3月31日(火)までに通知する。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札の日時及び場所

令和2年4月6日(月)10時00分

札幌市役所6階北1号会議室(札幌市中央区北1条西2丁目)

(2) 入札書の提出方法

郵送、又は入札箱への投函(紙入札)によること。なお、郵送する場合は二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び本案件の入札書であることがわかる旨を各封筒に記載すること。また、代理人が入札する場合には、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。

提出期限は、令和2年4月3日(金)必着とする。

(3) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ令和2年3月23日(月)13時00分までに提出すること。

イ 回答方法

令和2年3月25日(水)以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市建設局ホームページに掲載する。

(4) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

ア 開札は、上記(1)の場所において行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。郵送による入札の場合は、別途、市から入札者又はその代理人へ連絡する。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び履歴事項全部証明書を添付して、令和2年3月27日(金)16時00分までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出は郵送、又は持参による。郵送の場合は令和2年3月26日(木)必着とする。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書等案について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことが出来ないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定した時は、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は郵送、又は持参によること。